

令和3年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和3年6月22日（火曜日）

午前10時00分 開会

午前10時55分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	後藤千登世
財務部長兼 健康こども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	番場邦夫	健康こども部長	三浦直美
農林部長	中田善大	観光部長	神雅昭
建設部長	花岡哲	都市整備部長兼 まちづくり推進監	天内隆範
教育部長	鳴海誠	地域医療課長	佐伯尚幸
防災課長	西谷慎吾	財政課長	今井郁夫
管財課長	工藤浩	市民協働課長	高谷由美子

福祉総務課長 秋田美織
 こども家庭課長 石澤容子
 農政課長 齊藤隆之
 観光課長 早坂謙丞
 都市計画課長 福士一之
 学校整備課長 高山知己
 学務健康課長 相馬隆範

生活福祉課長 佐々木順一
 健康増進課長 山内恒
 りんご課長 澁谷明伸
 土木課長 千葉裕朗
 公園緑地課長 成田正彦
 学校整備課長補佐 福士太郎

○出席事務局職員

事務局長 佐藤記一
 議事係長 蝦名良平
 主事 附田準悦
 主事 外崎容史

次長 菊池浩行
 総括主査 成田敏教
 主事 成田崇伸

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第50号及び第63号の以上2件であります。

審査に先立ち、委員の方にお問い合わせいたします。質疑される方は、質疑する款目かページを申し添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお問い合わせいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第50号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）
 議案第50号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に5億9836万8000円を追加し、補正後の額を780億7023万3000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費は、石川小学校及び中学校整備事業に係る経費2件を設定するものであります。

債務負担行為の補正は、米乾燥調製施設整備事業に係る追加1件であります。

地方債の補正は、都市公園整備事業などに係る変更7件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の1億6384万3000円は、高濃度PCB廃棄物処理業務委託料を計上するほか、土地開発公社の解散に伴う残余財産収入を財政調整基金へ積立てするものであります。

9目住民自治振興費の380万円は、一般コミュニティ助成事業費補助金を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費

の75万7000円は、民生委員及び児童委員の活動費を追加するものであります。

13ページにかけての2項児童福祉費1目児童福祉総務費の172万9000円及び2目児童運営費の1億1685万円は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費を追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費5目病院及び診療所費の1856万1000円は、医療従事者宿泊支援事業費補助金を追加するものであります。

6目保健活動費の890万円は、不妊治療費助成金を追加するものであります。

14ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の4500万円は、経営継承・発展等支援事業費補助金を計上するほか、休職者等農業マッチング緊急支援事業費補助金を追加するものであります。

7款商工費1項商工費3目観光費の1410万円は、弘前ねぶた団体活動感染防止対策支援金を計上するものであります。

2項公園費は、財源調整であります。

15ページの8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費の1100万円は、(仮称)弘前総合医療センターへ新たな進入レーンを設置するための経費であります。

4項都市計画費5目街路改良事業費の2592万円は、県営街路事業負担金を追加するものであります。

16ページにかけての9款消防費1項消防費2目非常備消防費の200万円は、消防団加入促進支援事業に係る経費を計上するものであります。

16ページをお願いします。

3目消防施設費は、財源調整であります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の1700万円は、修学旅行キャンセル料支援事業費補助金及び修学旅行等バス運行事業費補助金を計上するものであります。

3目学校建設費の8310万7000円は、石川小学校整備事業に係る設計等業務委託料を追加するものであります。

3項中学校費1目学校管理費の820万円は、修学旅行キャンセル料支援事業費補助金及び修学旅行等バス運行事業費補助金を計上するものであります。

17ページの3目学校建設費の7760万1000円は、石川中学校整備事業に係る設計等業務委託料を追加するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、7ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、20款繰入金のうち地域福祉基金繰入金、22款諸収入及び23款市債をそれぞれ計上するほか、20款のうち財政調整基金繰入金2904万4000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎8番(木村 隆洋委員) 予算書16ページ、10款2項1目及び10款3項1目、両方に載っている修学旅行キャンセル料支援事業費補助金についてお伺いいたします。

この修学旅行のキャンセルの助成に関しては、令和2年第4回定例会の補正でもやられているというふうに認識しておりますが、まず、この令和2年度の市内の小中学校の修学旅行の現状はどうなっているのか。具体的には、修学旅行そのものを中止した学校がどれくらいあるか。また、修学旅行の代替といえますか、修学旅行そのものの日程を日帰り等に変更した校数がどうなっているのか。全てではなくていいので、具体的な行き先とかという事例があれば、県内外も含めてお知らせいただければと思います。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和2年度の市内市立小中学校の修学旅行の実績についてお答えいたします。

修学旅行につきましては、例年、中学校が4月から5月に東京方面へ3泊4日、小学校が6月に函館方面へ2泊3日で実施をしておりますが、昨年度は小学校34校のうち、修学旅行を実施したのは32校ですが、いずれも日程を7月以降に変更をしております。

行き先につきましては、函館方面が17校、県内や岩手などの東北に変更して実施した学校が15校でございました。

中学校につきましては16校のうち、修学旅行を実施したのが5校でございますが、いずれも日程を9月から10月に変更し、行き先につきましても県内や北東北に変更して実施しております。

◎8番（木村 隆洋委員） 大変皆さん、御苦労されているなという印象を持っております。

今回、令和3年の第2回定例会にも同じようにこの修学旅行のキャンセル料の助成が補正に組みられました。

この令和2年度の状況を伺えば、皆さん、小学校は7月以降とか、中学校は9月以降に変更しておりますが、この令和3年度、今年度の現況というのはどうなっているのかお伺いいたします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 今年度につきましては、小学校では早い学校で今月から修学旅行を実施する予定でしたが、北海道の緊急事態宣言の延長の影響もございまして、延期した学校が19校でございます。

中学校につきましては、4月に1校が実施済みで、4月から5月に実施を予定していた2校が7月以降に延期しております。

また、残りの学校につきましては、6月が1校、9月以降が10校実施を予定しております。

◎8番（木村 隆洋委員） この修学旅行に関し

ては、今年度もそうですけれども、令和2年度に関して、中止・延期で大変学校も苦労したと。親御さんの間でも、中止するべきだ、また、一生に1回だからぜひ行かせてやってほしいと、大変意見も分かれたというふうにも聞いております。

例えば、県内に日帰りみたいな形でやった学校で、親御さんが医療従事者だと。子供を修学旅行に、日帰りではありますけれども、参加しなかったと。やはり、そのお子さん自身が参加しなかったことを親御さんが非常に悔いているというような話も、実は、PTA活動をしている同僚議員からも聞いております。

こういった意味では、非常に、このコロナという中で、正解がない中で、大変親御さんも学校も皆さん厳しい判断、本当に苦しんでいるというふうに思っております。今年度以降も、実施した学校も何えぼありますが、なかなかこの延期という中で、どう先を見通すかというのが大変厳しい状況もあります。

それで、今年度も含めて、ぜひ教育委員会も学校と連携して、なるべく皆さんが納得できるという状況はないかも分かりませんが、そういう方向性を見出してほしいというところも含めて、この要望も含めての今後の対応について、最後、市の見解をお伺いいたします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 本年4月1日付で、文部科学省より「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」が通知されております。

今年度の修学旅行の実施につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、近距離での実施や旅行日程の変更など、実施方法の適切な変更・工夫について検討するよう求められております。

教育委員会といたしましても、学校や保護者の

皆様が安心して修学旅行を計画し、そして実施できるように、修学旅行のキャンセル料に対する支援や、感染防止策として密を避けるためのバスの追加の借上げや宿泊の際の部屋数増加に伴う宿泊料への支援等を実施してまいりたいと考えております。

◎1番（竹内 博之委員） 私からは、予算書14ページの7款1項3目の弘前ねぶた団体活動感染防止対策支援金についてお伺いいたします。

2点ございまして、先日の野村議員の一般質問において奨励金を上乘せすると、制作運行奨励金を従来の今回の補正予算の1410万円に対して上乘せするという答弁がありましたけれども、見込み、1410万円というのは、多分、ねぶた団体の数に応じて算出したと思うのですけれども、結局、今年はねぶたを出さないよと既に表明している団体もあると思うので、その辺の見込みについてどう考えているのかというのが一つ。

二つ目は、去年は、この町内運行についても自粛をお願いするというので、今、1年を通して新型コロナウイルス感染症に関する市民の認識であったりとか、理解度というか、そういうフェーズも変わっているというところを踏まえてだと思えるのですけれども、その方針転換に伴う市の考え方、どういういきさつで今回の補正予算提案に係る上での整理をしたのかという、この2点についてお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、予算規模がどの程度見込まれるかということでございまして、予算の積算上は81団体で想定してございます。

ただ、具体的な数値につきましては、本定例会閉会后、速やかにねぶた団体に対しまして、活動状況の把握と支援金の申請受付を行いますので、その件数等により、具体的な活動団体数や支援金の総額が分かっていくものと思っております。

それから、去年と方針が異なるという点でござ

いますが、去年は新型コロナウイルス感染症がどのようなものなのか、どのような感染対策を講じていけばよいのか分からない中で、感染が全国的に拡大してまいりまして、弘前ねぶたまつりにつきましては、弘前ねぶたまつり運営委員会を開催して、令和2年の4月15日には中止を決定し、この中止と併せまして、町内運行等を自粛するようお願いすることをねぶた団体に通知してまいりました。

今年度におきましては、これまで感染対策を講じて実施してまいりました様々な祭りなどの感染防止対策を積み上げてきましたこと、それから県におきましても、祭り・イベント開催のガイドラインを整えたほか、当市におきましても、ねぶた団体で構成する弘前ねぶたまつり合同運行安全会議におきまして、ねぶた制作時のガイドライン等を作成したということもございまして、当時とは状況も大きく変わっておりますので、今年におきましては、ねぶた文化の継承・振興を図るため支援をしてまいりたいと思っております。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

もう1個、ちょっと再質問なのですが、今、個別に新規でねぶたをつくりたいという動きも、実際若い世代の動きがあつて、例えば、今年から本当はねぶたを制作して合同運行に出したいという計画で進んでいたのだけれども、泣く泣く合同運行はできないという新規の団体に対しては、今回、新聞記事を見ると、個別に応じて支援金を出すという文言もあつたので、その点については、これから、ねぶたもやめてしまっている団体もあるけれども、新たにチャレンジしたいという団体についての取扱いとか、今のところでお考えがありますでしょうか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 今回の制度設計におきまして、令和3年度弘前ねぶたまつりに参加予

定であった団体というのは1団体ございます。今回の感染防止対策の支援金ですとか、これまで従来出していた奨励金に代わる支援につきまして、この団体が活動を行えば支援していく方向で考えてございます。

◎9番(千葉 浩規委員) 議案書15ページ、8款2項3目道路新設改良費についてです。道路新設改良費の道路新設改良工事追加600万円についてです。

(仮称)弘前総合医療センターに接続する県道弘前平賀線に進入レーンを設置するというための追加ということなのですが、平川市をはじめとした黒石市とか、そういう南郡方向から来る車の利用も大変多いのかなと思うのですが、同時に城東地域からの車も大変多くなるのではないかと思いますし、私自身も城東に住んでいますので大変期待していることなのですが。

しかし同時に、この県道なのですが、2車線なのですが、国立病院付近に来ると急に1車線になると。右側を走行していると、焦って車線を変更しなければならないというふうになっているのですが、その県道に進入レーンを設けるということなのですが、交通渋滞なんか、本当に起きるのではないのかなというふうに懸念されるのですが、今度の工事はどのようなものになるのか答弁をお願いします。

◎土木課長(千葉 裕朗) 今の御質問に対してですが、県道弘前平賀線と接する(仮称)弘前総合医療センター北側敷地に来院車両の入り口を設置することとなりまして、その来院車両による県道弘前平賀線通行車両の影響を少なくするため、車道の路肩及び歩道内にある植樹帯スペースを利用して進入レーンを設置するものです。

委員御指摘の件なのですが、県道が狭くなっている部分についてですが、県道でしたので、委員御指摘の件を県と警察のほうに伝え

まして、市としても地元との調整など協力できるものは協力していきたいと考えております。

◎9番(千葉 浩規委員) 進入レーンを設けるということなのですが、その進入レーンの長さというのは何メートルほどになるのかということと、あと、県との関係でどのような手続が必要となるのかということ。あと、できた後の、この進入レーンの管理責任というのは市が持つのか、それとも県が負うことになるのか、この点についての答弁をお願いいたします。

◎土木課長(千葉 裕朗) まだ委託のほうをしておりませんので、確定はしていないのですが、一応、進入レーンの延長は約40メートルを想定しております。

あと、工事についてなのですが、県道でしたので、道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて、道路に関する工事を行うことができる道路法第24条を適用いたしまして、工事施工は市で行いますけれども、完成後の管理は県が行うこととなっております。

◎9番(千葉 浩規委員) それで、この県道なのですが、やはり途中で2車線が1車線になるということで、ちょうどその進入レーンが多分できる辺りにちょうど1車線に変更されるのですが、やはり、この県道がずっと2車線のままのほうが利用者の皆さんにとってみれば、本当に安心できるのではないのかなというふうに思うのです。県道ではありますけれども、その2車線にするということの可能性というか、そういうのはどうなのでしょう。答弁をお願いします。

◎土木課長(千葉 裕朗) 一応、先ほども言ったのですが、県道でしたので、県と警察のほうと協議をして進めていきたいと考えております。

◎20番(石田 久委員) 私は、13ページの民生費の2項2目の児童運営費について。子育て世

帯生活支援特別給付金追加1億1685万円について
なのですけれども、これは、今回はひとり親の対
象になるのか、あるいは、二人親世帯に対しての
支給なのか、その辺についてお答えしていただき
たいと思います。

その中で、対象者は一体どれくらいいるのか。
それから、対象年齢は何歳から何歳までが対象と
なるのか。金額がかなり多いので、その点につい
てお答えしていただきたいと思っています。

◎こども家庭課長（石澤 容子） お答えいたし
ます。

今回は、今年度の国の給付金の組立ては、ま
ず、低所得のひとり親世帯と、あと、そのほかの
低所得の子育て世帯という組立てになっておりま
す。先に、ひとり親世帯のほうへ4月にまず給付
金を既に支給しております。4月以降ということ
で支給しております。

今回は、そのひとり親世帯の生活支援特別給付
金を受給された方を除く、18歳の年度末までのお
子さんの養育者と、特別児童扶養手当受給者のう
ち令和3年度の住民税の均等割が非課税である方
が対象となります。

さらに非課税ではなくても、新型コロナウイルス
感染症の影響を受けて家計が急変して、令和3
年度分の住民税の均等割が非課税である方と同様
の事情にあると認められた方にも給付されるもの
でございます。

あと、対象の児童については、6月18日時点で
把握している申請不要な支給対象者は、世帯で
806世帯、1,509人となっております。

あと、支給される年齢については、先ほど言い
ましたとおり、18歳の年度末までということに
なっております。

◎20番（石田 久委員） 多分初めて、ひとり
親家庭以外に支給されるというのは多分初めてな
のかなというふうに今、お話を聞いて思ったので

すけれども。

その中で次に、今回、先ほど新型コロナウイルス
感染症の関係でということなのですけれども、
家計急変者と判断するための基準というのは、も
う少し分かりやすくお伝えしていただければなど
いうふうに思っています。

それから今回、申請が必要なのかなとは思っ
てます。今までですと、ひとり親ですと、いろい
ろな形では給付されるのですけれども、今回の場
合は申請が必要なのかなというふうに思っていま
すけれども、その辺について、全ての方が申請し
なければならないのか。

それから、この中で、申請の受付期間はいつ
からですかということなのですけれども。なか
なか申請ということになると、かなり対応が大変だ
と思うのですけれども、その辺についてはどうな
のでしょうか。

◎こども家庭課長（石澤 容子） お答えいたし
ます。

家計急変者と判定するための基準ということ
でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感
染症の影響を受けて家計が急変したということ
を自己申告していただくこととなります。

基準としましては、令和3年1月以降、今後、
令和4年2月までの間の任意の1か月間の収入を
12か月換算した年収の見込額が非課税相当とみな
される方が支給の対象となります。

あとは申請についてですが、申請が必要な世帯
と必要でない世帯がございまして、令和3年4月
分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者
で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方は申
請不要ということになります。

あと、児童手当をもらっていない世帯はこちら
で養育状況を確認できない状況の世帯でございま
すので、例えば、高校生のみを養育している家
庭、あとは家計が急変した世帯、そういうところ

については申請が必要ということになります。

あと、申請の受付期間についてですけれども、まず、申請不要な方については、議決後、速やかに支給をすることになりまして、申請が必要な方は、今後、令和4年の2月までに生まれた方も対象になりますので、2月までに生まれた方は来年の3月15日までに申請をしていただければ、今年度中の支給ということになります。

◎20番（石田 久委員） かなり難しいなというふうに思うのですけれども、その辺についての制度の周知徹底が、今説明されただけでも申請が不要という方もいるし、申請を行わなければならないというような形で二つあるわけですよね。そうすると、それを家族がどういうふうな形で理解できるかというところが、初めての試みですので、その辺については、ここの制度の周知徹底の方法とかは、例えば、児童・民生委員とかいいますけれども、民生委員も大変だな、説明するには大変なのかなと思いますし、それから、もう一つは家計の急変の判断基準がなかなか、今説明したのだけれども、本当に非課税というような形で、住民税非課税の相当の収入とか言っていましたけれども、やはりその辺が今までだったら児童手当をもらっていると、そこに直接振り込まれていた人たちはいいのですけれども、今度は違う、申請しなければならない人がかなり多いわけですけれども、その辺についての説明をもう一度、周知徹底のところをお願いしたいと思います。

◎こども家庭課長（石澤 容子） まず、申請が不要な方については、議決後、まずこちらのほうから振込をするということを前もって通知をいたします。

ですので、振込不要な方についてはいいのですけれども、例えば、高校生だけを扶養している方については申請が必要なのですけれども、こちらである程度、ほぼほぼ非課税の方を把握しており

ますので、その方には7月上旬に直接申請書を同封して、返信用封筒をつけて申請を促すことにしております。

あと、家計急変の方などについては、昨年度までは普通に収入があっても今年度1月以降に突然収入を失ったとか、そういう方への周知を今後心がけていくのですけれども、例えばですが、市のホームページ、あと広報ひろさき、フェイスブック、ツイッター等に支給対象者への要件、あと申請期限等を掲載するなどして、申請が必要となる方をできる限り漏らさないようにして周知していきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、16、17ページの石川小・中学校整備事業追加に関して、確認を含めてちょっとお聞きしたいなと思っております。

まず最初に事業の概要。その次に事業計画。そして三つ目としては概算予算と市の負担額。四つ目として地域の方とどのような意見を交換されてきたのか、その内容についてお伺いしたいと思います。4点、よろしいでしょうか。

◎学校整備課長（高山 知己） 石川小・中学校の整備事業について4点でございます。

整備の概要ということと計画というところとダブるところがございますけれども、まず、整備の概要でございますが、石川小・中学校等の複合施設ということで、石川小学校と石川中学校の一体化の校舎を整備するほかに、石川地区の公民館、それから出張所、児童館も一つの一体型の校舎ということで、一緒に整備するというものでございます。

計画といたしましては、今ある既存の小学校、中学校の建物のうち石川小学校の体育館だけを残しまして、それとプールですね、それ以外は全て改築するというような内容となっております。

予算の規模でございますけれども、概算という

こととなりますが、建物のほうで32億5600万円、消費税込みということで、解体工事等を含めた、これからまた変わってくるかと思いますが、今現在、提示しているものは32億5600万円程度というふうになっております。

それから、地域との意見の交換会ということで、令和元年度から施設をどういうふうにしていけばいいかということで石川地区のほうに入らせていただいております。今年度も4月、5月、それから先週ですけれども6月ということでいろいろ説明をさせていただいております。やはり、出張所あるいは公民館、児童館ということでみんな一緒になりますので、そういう意味で、どういうふうに使っていくのか、あるいはどういう施設が、どういうお部屋が必要だとか。あと、今回一体化で整備いたしますので、共用していただける部分がこういうところの学校の部分、例えばですけれども家庭科室を使いますよとか、そういうような形でいろいろ意見を頂いております。それもできるところは反映させて基本設計のほうを行ってきている状況でございます。

◎11番(外崎 勝康委員) ちょっと答弁漏れ。計画の中でスケジュールがちょっとなかったと思いますので、次にお話しいただければと思います。

それから今回、かなり大規模なこういった事業を行うということで、現在の児童生徒数、それから、10年後の児童生徒数はどのように見込んでいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、今回の概算に対して、市の負担割合はどの程度考えているのか。

それから最後に、これだけの予算措置をしているということで、ファシリティマネジメントの観点からどのようにお考えになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

◎学校整備課長(高山 知己) 答弁漏れ、申し

訳ありませんでした。

スケジュールでございます。まず現在、基本設計ということで今月末まで進めさせていただいております。現在、審査いただいて、予算をお認めいただければ、実施設計のほうを来年の5月末までというふうに現在考えております。

その後、工事に入っていきます。工事は令和4年度の秋頃から開始をしまして、実際に学校を使っていただけるのは、令和6年から引っ越しして学校に入らせていただけるというふうに考えております。

その後、古い学校のほうを解体すると。解体したところにグラウンド等を整備すると。外構の工事自体は令和7年度になるというふうに考えてございます。

◎学校整備課長補佐(福士 太郎) 私のほうからは、石川小・中学校の児童生徒数の見込みということでお答えいたします。

本年、令和3年5月1日現在、石川小学校の児童数が145名、石川中学校の生徒数が66名となっております。

今、手元にあります資料で、令和8年度のものになります。5年度後ですけれども、こちらのほうで石川小学校が児童数85名、石川中学校が令和8年度で76名ということで見込んでおります。

◎管財課長(工藤 浩) ただいまファシリティマネジメントの観点からという御質問がございましたのでお答えいたします。

この石川小・中学校の整備に合わせまして、出張所、公民館、あるいは児童館も併せて整備するというので、FMの観点から見ましても、今後の整備の在り方の一つの参考になるものと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 今、課長からファシリティマネジメントの観点ということで。私が聞きたいのは、どういった基準の下で、今回こう

いうふうな形で事業をやっていくのかと。全体のファシリティがありますよね。そういう中で、これだけ大きな予算をかけていくというのは、その辺の基準がどういう基準の考えなのかをお聞きしたいなと思っていました。

◎管財課長（工藤 浩） 基準ということでございますけれども、小中学校の整備に合わせまして、他の公共施設も集約する形で、現在ある面積よりも少なくなる形での整備ということで考えておりまして、そういった点では、今回の整備というのは合致するものと考えております。

◎23番（越 明男委員） 歳入の18款2項4目、土地開発公社残余財産収入に絡んで、何点か質問いたします。

10ページに1億5000万円余の歳入とあります。土地開発公社残余財産収入というふうにあります。

伺います。1億5000万円余の処理に至る、歳入に至るまでの経過をお示しくさいませんか。

それから、土地開発公社の財産処理あるいは財産として、たしか今、焦点のキャッシュ、現金のほかにも土地も財産としてあったのではないかなどというふうに思っているのですが、土地の広さと、それから、その土地はどこにある土地でしたか。そのところも併せて説明してください。

◎管財課長（工藤 浩） 土地開発公社残余財産収入に関する御質問でございます。

まずは経過ということでございますが、昨年の9月の議会におきまして、土地開発公社の解散について議会のほうで御承認いただきまして、その後、令和2年の12月23日に青森県知事の認可を受けて公社が解散しております。

解散後、今度は清算の手続に入りまして、本年、令和3年5月18日に清算結了ということで、清算の最終的な金額を確定いたしまして清算結了となってございます。その際の残余財産収入が今

回計上しております金額となっております。

あと、土地もあったのではないかと御質問ですけれども、土地につきましては、残余財産といたしましては、最終的には御幸町でございます土地、共有で所有しているものも含めまして4筆ということになりまして、合計の面積が1,539.72平方メートルとなっております。

こちらの土地につきましても、土地開発公社のほうから引渡しを受けて、現在、普通財産として管理している状況でございます。

◎23番（越 明男委員） 続いて、12ページの歳出の2款1項3目、ここは連動しますので、こちらのほうに移るということになります。

今回、1億5000万円のキャッシュの財産収入、歳入をですね、そのままこの財政調整基金に積立たいとあるわけです。

そこで、財政課のほうにちょっと確認も含めて伺いたくなるのですが、一つは、財政調整基金は何ぼ積立てねばまねという決まりがあるかどうかと。ないとすると、今回の部分が極めて政治判断とならざるを得ないわけです。

でも一定程度の目安として、財政課長、どうでしたか。市の財政基準は、必要だ必要だ、何かあれば困るのだと。でも何かあったら、どこからか借りてくればいい場合だってあるのですよね。ここ、その積立てを何ぼさねばまねのかという、その決まり事的なものはどう考えればいいのかというのが一つ。

それから、今、ちらっと言ったように1億5300万円余をそのまま歳出で積み立てるということに、基金に積み立てる。ここで問題になってくるのは、市民的要望、御意見として、コロナ禍の下でもっと市の公金を持ち出して、公金支出を行って、いろいろな形を含めて、医療・福祉でも、商工政策でも、農業政策でも、どんどん使うべきではないかという声も、当然、私自身も持っている

し、市民の皆さん方からも提出された補正予算を見ると、そういうお声も実際、私も頂いております。

それで、今回、予算規模は何十億円もある中の1億5300万円ではなくて、額的にも5億円、6億円という中の1億5300万円という、積立ての比率が非常に高いのではないかという気がしてならないのです。このところをひとつ、全体の基金の考え方と今回の歳出出動をどう見ての判断を今回行ったのかと、ここを歳出との関係で伺っておきます。

◎**財政課長（今井 郁夫）** まず、財政調整基金への積立てのルールということでございますけれども、積立てのルールとしましては、決算剰余金は条例のほうで2分の1以上は積み立てるということになってございます。そのほかの積立てのルールというのはございません。

今回、1億5000万円ほどを財政調整基金のほうに積み立てることに関しまして、ほかの事業に使ってはいいいのではないかということだと思いますが、今回のこの都市開発公社の解散に伴う財産の収入につきましては、直接特定の事業の財源として使うという性格のものではないと思ってございます。

ですので、まずは一旦、年度間調整ですとか、あるいは災害対応のための基金であります財政調整基金に積立てをしまして、今後、ほかの財政需要、ほかの事業に使うために一旦積み立てて備えたいということでございます。

◎**委員長（工藤 光志委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 最後に、議案第63号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第6号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）** 議案第63号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に996万6000円を追加し、補正後の額を780億8019万9000円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の996万6000円は、生活困窮者自立支援金を支給するための経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、全額16款国庫支出金を計上するものであります。

以上であります。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎**1番（竹内 博之委員）** 1点だけ。

相談を受けていて、自分も補助の対象になるの

ではないかということで。今回、これは新規で上がってきた案件でございますので、事業の概要も含む、どれぐらいの人が対象になるのかということと、あとやはり、私にも来ているように自分が補助対象になるのかどうかということの方もしらっしゃるので、その周知方法、どうやって受付して、申請までするのかというところ、全般的なところを1点お願いします。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） この支援金の概要について説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付けの申請期限を延長してきた一方、貸付限度に達してしまった、また、再貸付けについて不承認とされたといった事情で特例貸付けを受けられない困窮世帯があります。このような世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげることが考えられますが、必ずしも円滑に移行できていない実態があるため、こうした生活保護に準じる困窮世帯に対する支援策として支援金を給付するものです。

対象世帯は、緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない世帯で、かつ収入及び資産それぞれの合計が基準額以下、また、ハローワークへの求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うなどの要件があります。

支給額は単身月6万円、二人世帯月8万円、3人以上月10万円で、支給期間は最大3か月であります。

対象世帯数であります。当市において生活福祉資金等を活用し、再貸付けまで利用され、生活福祉資金を利用できない世帯は現時点で約50世帯と見込んでおります。

また、周知方法と受付体制ですが、周知については予算の議決を得られた後、ホームページで周知し、7月15日号の広報で周知。また、該当者については別途個別に通知文を発出する予定として

おります。また、受付の体制であります。申請についてはヒロスクエア内のひろさき生活・仕事応援センターにて、現在7月1日の受付開始に向けて調整中であります。

また、この支援金に関する相談については、同じくヒロスクエア内のひろさき生活・仕事応援センター及び本庁の生活福祉課の2か所で受けることとし、窓口及び電話相談にて対応することとしております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午前10時55分 散会〕